

佐伯神楽（一名堅田神楽）について 其の二

正 田 泉

佐伯神楽（一名堅田神楽）解説前書

此の神楽の解説については古いものは何も外に見当りません。たゞ安政三丙辰年五月六日平井兵部大夫藤原吉敏書之とある一卷がありますが、それは此の神楽に己に修熟して居る人々でも、読んで見ても極めて簡単な書振りで、今の神楽手順等とも大部異つて居て、解説書としては要領が得られない様であります。

此の神楽解説書は、かねて昭和五年十一月明治神宮鎮座十年祭に当り上京奉納せられた時パンフレット様のものをこさえておきたかつたのですが、多端に打ちまかせまとめ得ませんでした。其の後しきりに希望の人からも勧められるにまかせて、手振の極めて大体のものを其の翌昭和六年十月に記して、同好の人々にお分ちしたのであります。そして昭和二十七年五月聊か増補し、尚昭和三十一年八月に覚書の修正をなし、略曲譜もいささか整へて記しておいたのが今の此の解説であります。しかし動作を短かく書く事は中々思ひ及ばない処が多く、頗ぶる恐縮して居る次第であります。

大体各手振の用語を五十語となし、そして其の各々について解説を試みたのであります。即ち其の五十語の各手振の動作が種々に組合せられまして以て、神楽の手振次第となつて居ります。

右は舞方を主としていつたのであります。神楽は素より囃子方があり、舞方も此の囃子方を覚えて居なければなりませんし、囃子方も亦舞方の手振次第を覚えて居なければなりません。即ち囃子方と舞方とは元来互に密着相抱擁せられてはじめて神楽が成立つのは申上げる迄ありません。それで神楽の手振次第の次に囃子方略曲譜を順序づけて記しておいたのであります。

す。

此の解説書は只初心者の備忘録に供する位のものであつて、舞方囃子方を少しでも奥深く修習し、或は美妙練熟の域に達したい人々は、どうしても癖の多い楽師に就いて直接習ふ様にするが早途であつて、とても此の解説書をたよつて覚えようとしてもそれは中々却つて困難なことであります。前にも一寸触れました如く、此の神楽はどうしても舞振にも囃子振にも見苦しく聞きぐるしい一つの癖がつきやすくなりますから、克く注意して其の見聞き苦しい弊に陥らない様にせねばなりません。

昭和三十一年十二月一日

足田 泉 するす

佐伯神楽（一名堅田神楽）解説順序

前書（本稿前書）

覚書（昭和三十六年六月十七日大分県地方史第四号自四二頁至四五頁稿）

神楽用語及び其の解説（本稿）

本手神楽手振次第

第一番	神	開	第二番	入	座
第三番	魔	袂	第四番	玉	串
第五番	御	弓	第六番	織	居
第七番	長	刀	第八番	神	遊
第九番	御	劔	第一〇番	御	華
第一一番	御	綱	第一二番	庭	燎

平楽手振次第

第一番	神 開	第二番	入 座
第三番	魔 袂	第四番	玉 串
第五番	御 弓	第六番	長 刀
第七番	御 華		

囃子方略曲譜

上段譜、中段譜、下段譜、順逆譜（笛、大太鼓、小太鼓、手拍子）

関係書類

佐伯神楽（一名堅田神楽）手振の用語及び其の解説

一、順逆（じゆんぎやく）

「鈴の拝」（二）と「押廻」（四四）の二手振で成立ち、神楽各一番中、其の初めに行はれるを初順逆、中間に行はれるのを中順逆、後に行はれるのを後順逆と称して居ります。（但後順逆には鈴を用ゐない。）

二、鈴の拝（すずのはい）

鈴を右手に持ちたるまゝ拝礼する手振であります。

先づ右足を一步後に引くと全時に両手を左右に開いて鈴を一振り、全時に左足を少しく上げて踏みおろし、次に右足を左足よりは一步前に出すと共に上体を前方に屈し、全時に鈴を一振り、両手を前下方に下げ、左右の両手を相近づけ、次に上体を起すと共に左足を少しすかし上げ、直に右足を後に引きて踏むと全時に鈴を一振りして止立するのであります。

三、振捌（ふりさばき）

先づ右足を一步前に出して踏みと共に左足を少しく上げ直に之を踏み付け、次に右足を一步引いて踏み、更に左足を前に出して踏む。此間左手の採物を左上から前下より右上に振廻はし更に左下方から左斜前上に捌く。（弓、長刀、太刀、杵等は左側に振廻はず。）次に左足を其位置に上げて踏み、次に右足を前に出して踏む。左手採物は左上から右前に倒し之を平に保ち更に右足を後に引き左足を前に出して踏む。此時右前に倒した採物を左上にあげ、之を左下から全斜前上に捌く（弓、長刀、太刀、杵等を採る場合は此の左下より全斜前上に捌く処を左側に振廻はず）。振捌の鈴拍子は十五振。

四、徒足（あだあし）。

先づ右足を前に出して踏み、次に右足を後に引いて踏む。次に左足を前に出して踏み、次に左足を後に引いて踏む。此の間鈴拍子八振。

五、三足進（みあしすすみ）。

右左右或は左右左と三足前進する所作を称します。此の間鈴拍子六振ですが中段三足進には鈴は振りません。

六、五足廻り（いつあしまはり）、及び三足廻り（みあしまはり）。

五足廻りに左五足廻り、右五足廻りがあり、三足廻りにも左三足廻りとありまして、何れも左右に五足又三足で廻転する動作であります。中段は鈴は振らず。而して五足廻りは鈴拍子十振、三足の場合は六拍子であります。なお三足廻りは五足廻りの急ぎ足の場合に行ふ動作で、弓、長刀、御綱等の下段につかはれます。

七、転突（てんつく）。

先づ右足を一步後に引きて、次に左足を右足より尚後に一步引いて踏み、次に右足を其の位置で一たゞきし、次又右足を全位置で二たゞきして踏むとともに左手の採物を左側から左上にあげる。而して左足を右足の左傍に踏寄せ、左手の採物を前より右側下を過ぎ後に振り上げ、次に又右足を前に踏み出して二たゞきし、そして右足の傍に左足を踏み寄せ右

足を一步後に引く。此間左手採物は右方上から前方下に振下げられ、つゞいて左斜前上に振出される。但し長刀、太刀等右手振廻しの場合には此の転突の前二たゞき足の時左方振廻しとなり、後の二たゞき足の時右方振廻しとなる。尚転突の手振を二度半或は三度引続けて舞ふ場合を転突進退二度半、或は転突進退三度などと称します其の退く足は転突の終りの右足を後に引き次に左足を後に引き次に右足を後に又左足を後に引く。次に右足一たゞきし、又全位置で右足を二たゞきし、左足を右足の左傍に踏寄せ、又右足を前に出して二たゞきし、左足を右足の左傍に踏み寄せ、次に右足を後方にひく。此の如く転突し後退する動作を二度半、又三度繰返し行ふことを即ち転突進退二度半又三度と称するのであります。

転突は鈴八拍子。転突進退は一度分十二拍子。

八、左転突（ひだりてんつく）

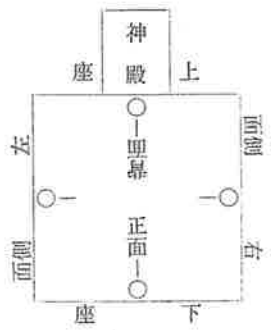
左転突は本手奥手の長刀前下段左手舞で行はれる手振であります。

先づ左足を一步後に引きて踏み、次に右足を後に一步引いて踏み、次に左足を其の位置で一たゞきし、次に又左足を全位置で二たゞきして踏むと共に左手長刀の穂を右下に振下げ右側にて振廻し、次に右足を左足の右傍に踏寄せると共に長刀の穂を前に振下し、次に又左足を前に踏出し二たゞきして左足の右傍に右足を踏み寄せると共に長刀の穂を前下より左側にて振廻し、更に前下方に振下げ、次に左足を一步後に引いて踏つけるとき長刀が右側で振廻されるのであります。

九、左面、右面（さめん、うめん）

此の神楽に於て左面とは下座から神殿に向つて左側に面するのをいひ、右面は下座から神殿に向つて右側に面するをいひます。即ち（一〇）の図の通りであります。

一〇、正面、背面（しょうめん、はいめん）



下座から神殿に向ふのが正面
 上座から下座に向ふのが背面
 左側から右側に向ふのが右面
 右側から左側に向ふのが左面

一一、上段、中段、下段（じようだん、ちゆうだん、げだん）。

普通初順逆から中順逆迄の間に舞ふのが上段、中順逆を了りて下段に至る迄に舞ふのが中段で、中段を了へて追廻し結手に至る間に舞ふのが下段でありますが、御網だけは後順逆を了へて結手に至る間を下段とし、初順逆を了へて後順逆に至る間がすべて上段部と称せられます。

一二、横転突（よこてんつく）

先づ右足を一步前に出して踏むと殆んど全時に左足をすかし上げ、其の左足を下すとも左手の採物を外側上から前に振廻し、右足を後に引きて踏みつけ、採物を左に振捌き左上に上げ、全時に左足を一たつきし、右足先を右方に向けて一踏するとともに左手の採物を右方に倒す。次に右足を其の場に於て二たつきし、左足を右足の左傍に踏寄せ、而して右足を少し右方にやりて二たつきし、左足を再び右足の左傍に踏寄せ、而して左足を左方斜に踏み出すとともに左手の採物を左斜下より上に振捌き、次に左足を一步後に引きて踏み止る。此の間すべて十五拍子。

一三、変横転（突へんよこてんつく）

先づ（一一）の横転突を行ひ、其の終りに近い（一二）の◎◎◎印の処の左傍に踏み寄せた時、直に右足を右側方に出し

左足より左五足廻りの動作にうつる手振であります。此の手振はは奥手上段にのみ存するものであります。
一四、振廻（ふりまわし）。

前下しより後上方及び前に採物を振廻はす手振で、左側振廻しと右側振廻しとがあります。玉串を振廻はす場合は振手と称して（二三）に記してあります。

（イ）右手に採物を持つ場合は先づ右上に上げた採物を前方から左下にまはし下し、左側より之を左上に上げ、更に前方から右下にまはし下し右側より右上にあげる動作の手振であります。

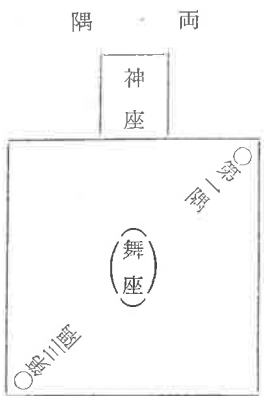
（ロ）又左手に採物を持つ場合は左上に上げた採物を前方から右下にまはし下し、右側より右上にまはしあげ、更に前方から左下に廻はしおろし左側より上にまはし上げるのであります。

此の手振は只手先のみの動作ではなくて腕とともに採物が動かねばなりません。

なほ太刀脇差等を採る場合に於て、体の外側前より後に一つ振廻はす動作を振り切るとも称して居ります。

一五、隅（ぐう、又はすみ）

舞座の四隅を隅と称し便宜之を第一隅、第二隅、第三隅、第四隅とわけてあり。又二人舞の時に使用せられる第一隅と第三隅とを両隅と名づけてあります。即ち図の如くです。



一六、追廻、結手（おひまはし、むすびて）

本手、奥手の中に含まれる手振でありまして、茲は四人舞の場合の解説であります。二人舞の場合は二人舞、追廻及び（三五）兩隅追廻として解説してありますから参照の事。

先づ下段舞を了へて結手に入る処の転突（七）を行ひ続いて追廻に入るのであります。

（四人舞追廻手振）

一郎は左足からはじめて右五足廻りを第一隅で行ひ、全時に二郎は第四隅にて一郎の通り右五足廻りし、三郎は第二隅で全しく右五足廻り、四郎も全時に第三隅で亦右五足廻りを行ふ。次に四人全時に各転突にて右に進行し、一郎は第二隅に至り、二郎は第一隅に至り、三郎は第三隅に至り、四郎は第四隅に行き、各々全時に右五足廻りを行ひ、次に亦全時に各転突で右方に進行し、一郎は第三隅に、二郎は第二隅に、三郎は第四隅に四郎は第一隅に至り、各全時に亦右各五足廻りして転突進行、一郎は第四隅に、二郎は第三隅に、三郎は第一隅に、四郎は第二隅に至り、尚亦各々右五足廻りして転突進行一郎は第一隅に、二郎は第四隅に三郎は第二隅に帰り、之にて順追廻を了する。此順追廻の間左手採物は不振。

次に左手採物を振り始めて逆追廻に入る。即ち一郎は第一隅に於いて左手採物の振方を右振寄せに振りはじめて左五足廻りして転突にて第四隅に進み、二郎も一郎の如くして全時に左五足廻り転突にて第三隅に至り、三郎亦一郎の如くして全時に左五足廻り転突にて第一隅に至り、四郎亦全時全様にて第四隅に至る。斯の如くして各々全時に各隅を逆進して、一郎は第一隅に、二郎は第四隅に、三郎は第二隅に四郎は第三隅に帰りつき、正面して結手に入る。但し結手の転突は略かる。

（結手）己に初めに於て追廻はし前手の転突は舞落故、直に右五足廻りし、次に左五足廻りして鈴の押をなし、尚右五足廻りし正面右足一步を後にき、右手の鈴を右高に一振して了る。

結手に於ても右五足廻りには左手の採物不振、左五足廻りには採物を振る。御弓、長刀の追廻し結手には左採物全部振廻さ

ない事になつて居ります。

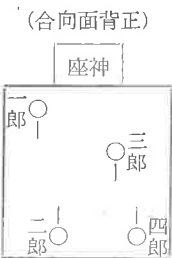
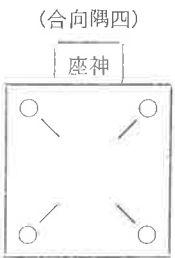
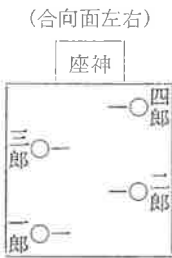
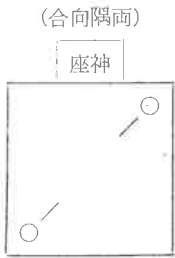
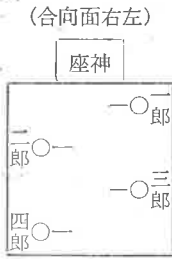
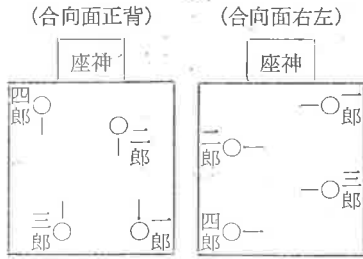
(二人舞追廻) 二人舞追廻しは第一隅と第三隅とに向合つて追廻はします。但し順追の時は互に相手の右を通り合ひ、逆追の時は互に相手の左を通り合ひます。而して其の逆追廻しの終りの一手の時二郎は第一隅から第四隅に向つて転突進行し結手に入ることになりますのであります。

一七、正眼構(せいがんかまへ)

太刀或は脇差の束を両手(右手上、左手下)に握り、切先を前方に傾けて眼の高さに構へる姿勢をいひます。魔被、御劔、御綱、庭燎の返舞等の中に此の手振が組入れられて居ります。

一八、向合(むかひあひ)

四人舞の場合は一郎と二郎とが向合ひ、全しく三郎と四郎とが向合ひます。二人舞の場合は一郎と二郎とが向合ひます。向合の手振は各番の中順逆、中段及び魔被、玉串、御弓、長刀、神遊、織居等の中に仕組まれてあります。尚図の如く左右面向合、正背面向合、両隅向合、四隅向合等の場合にわかれます。



一九、交代（こうたい）

二人舞の中、交互一人にて舞ふ場合、舞座へ出入する作法で、織居の交代と長刀の交代との二種があります。

織居の交代

（第一交代）先づ二人奉幣を捧持のまゝ正面転突して、右五足廻りをなしつゝ、一郎は正面正中に位置する。此間二郎は一郎に合せて第四隅に後退しながら腰をおろし跪居の姿勢で控へます。

（第二交代）二郎は、一郎が正面舞を了り、奉幣を左手にうけて捧持のまゝ転突を行ふ時に、同じく奉幣を両手に捧持のまゝ第四隅の控座より起上り、一郎の其の転突に合せて同じく転突して舞座の中央に出て、右五足廻りして右面舞に入る。此間一郎は奉幣を左手に受けて転突後、右五足廻りして第二隅に後退しつゝ腰をおろして跪居となりて控へます。

（第三交代）第二隅に控へてゐた一郎は、二郎が右面舞を了り奉幣を左手に受け転突を行ふ時、之に合せて転突にて舞座に出て、右五足廻りして背面舞に入る。此間二郎は右の如く奉幣を左手に受け転突を行つて、右五足廻りしつゝ後退して第三隅に跪居となりて控へるのであります。

（第四交代）第三隅に控への二郎は、一郎が背面舞を了り奉幣を左手に受け転突を行ふ時、之に合せて亦転突をして舞座に出で右五足廻りして左面舞に入るのでありますが、此間一郎は右の如く奉幣を左手に受け転突後右五足廻りしつゝ後退して第一隅に控へる次第であります。

長刀の交代（手振次第の第七番長刀前下段の部参照）

（第一交代）中順逆を了り、一郎は押廻しのまゝ舞座の中央に左廻りの後止交する。此時二郎は左押廻しのまゝ第四隅に入り回転して跪居にて控へます。

（第二交代）一郎正面舞を了り後に長刀を引廻はし右搔込構のまゝ第二隅に後退しつゝ腰を下し跪居となつて控へる。此の間次郎は、一郎が正面舞を終つて長刀を後に引き廻はず時、第四隅から転突で舞座に出で右五足廻りしつゝ長刀を後に

廻して構へ右面舞に入る。

(第三交代) 二郎は右面舞を了り長刀を後に廻し右五足で搔込右構となつて後退し跪居となつて第三隅に控へる。此の間一郎は第二隅の控座から右搔込構で転突にて出で、長刀を後方右より左に引廻し更に右搔込構して背面舞に入るのであります。

(第四交代) 一郎は第二交代の如くして第一隅に入つて控へ、二郎は第三の控座から第二交代の如くして舞座に出て左面舞に入るのであります。

(第五交代) 二郎は右面舞を了り転突の後、長刀を後方に引廻す。而して直に正面して矢払の構にかゝる。此の時一郎は第一隅から出で二郎の矢払構と同時に正面矢払構を引手の場所で行ふのであります。そして一郎二郎そろつて後下段を舞ふのであります。

二〇、平割手(ひらわりて)

玉串、織居、神遊、御劔、御華、及び平突魔被等の中に用ひられて居る手振であります。

先づ左手の採物を左方に振捌く時左足を踏出す。次に右内方に採物を振寄せる時右足を後へ引く。次に左足を踏み出す時採物を左外方に捌き出す。次に左側に採物を振廻す時右足を踏む。次に之からは手を振廻しの手振となり、足は転突となります。此の平割手は転突の手振を合せて鈴拍子十五振であります。

二一、本割手(ほんわりて)

此の手振は本手奥手の入座、魔被、御弓、神遊の下段中に行はれる手振であります。但し御弓のみは此の本割手に引続く膝付手振を伴はない定めであります。

先づ左手の採物を左方に振捌く時、左足を踏む。(鈴二拍子) 一、二。

次に同採物を内方に振寄せる時、右足を踏む。(鈴二拍子)。三、四。

次に同採物を外方に振捌く時、左足を踏む。(鈴二拍子)。五、六。

次に同採物を左方にて振廻す時、右足を踏む。(鈴二拍子)。七、八。

次に同採物を内方に振廻すとき左足を踏む。(鈴二拍子)。九、一〇。

次に同採物を外方に振廻す時、右足を踏む。(鈴二拍子)。一一、一二。

次に同採物を内方に振廻す時、再び右足を踏む。(鈴二拍子)。一三、一四。

次に同採物を外方に振捌く時、左足を踏む。(鈴二拍子)。一五、一六。

次に同採物を内方に振廻す時、右足を踏む。(鈴拍子二)。一七、一八。

次に同方物を内方に振寄する、ひだり左足を踏む。(鈴二拍子)。一九、二〇。

次に同採物を外方に振捌く時、左足を踏む。(鈴二拍子)。二二、二三。

次に同採物を外方に振廻す時、右足を踏む。(鈴二拍子)。二四、二五。

次に転突にて本割手を了する。(鈴七拍子)。二五—三一。

以上本割手は転突の手振を合せて鈴拍子三十一振あります。但し手に杵を採る神遊の翁後下段舞には鈴拍子はない。

尚転突を終つてから引きつゞいて膝付手振にうつる場合は、其の転突の終の右足後退の気歩の次に一拍子左足を稍大きく踏み出し、それから膝付手振にかゝるのであります。

二二、持手(もちて)

玉串、御筆等に於て、玉串を動さない時に持つ姿勢を持手と名付けます。

玉串を持つは食指、中指、拇指三指で玉串の裏を手前に表を外方に向く様片手に一本づゝ乳のあたり肩巾の広さに垂直に胸前八九寸に持つ。

二三、振手(ふりて)

玉串、御華、神樂の中に此の手振があります。

玉串の持手のまゝ両手ながら左側下方より左側そのまゝ上方に向けて円形に振りまはし上げ、次に右側下方から右側上方に亦円形に振りまはし上げる手振であります。

二四、抱合（だきあひ）

本手、奥手の玉串神樂、後下段中に用ひられる手振であります。向合の軋突進退振手三度して互に行きあひ止立して相手の右腕を左手に又相手の左腕を右手に執り合ひ、相方同時に右左右と膝付三度を行ひますことを抱合といひます。

二五、振解（ふりほどき）

玉串、御華、神樂に用ひられる手振であります。

先づ持手（二二）の玉串を両手ながら少しく上方にあげ、玉串のさを前方下より胸の方へ手繰上げ、次に玉串の先を前方に下し、之を前下より更に左右の両手を大きく開き外側上にあげ、又玉串を前方に下し、下より胸の方へ手繰上げる。之を振解といひます。振解は一度の場合もあり、又三度繰返して行ふ場合もあります。

二六、思案足（しあんあし）

御弓、長刀、御華等の中に用ひられてゐる動作で、右思案足と左思案足とがあります。

（右思案足）先づ左足を前に踏み、次に右足をあげて少しく前に進め其の足を後方に踏みおろす。次に再び前なる左足を上げて踏みおろす。次に後なる右足を上げて少しく前に進め其の足を後に踏み下す。（此の処迄の動作は御華の袖巻の時の思案には略される）。次に前なる左足を上げて踏み下す。次に後方にある右足を左足の前方に進めて踏み下す。次に左足を上げて又踏み下す。次に右足を後方に引きて踏下す。次に又左足を上げて踏下す。次に右足を左足の前に進めて踏み下す。（此の時御弓神樂ならば矢をつがへる。長刀の場合は矢払にかゝる準備）。次に右足を後方に引きて踏下す。（此時御弓神樂ならば射る。長刀ならば矢払、御華ならば袖を巻く。）

斯の如く行かうかもどろかと思案する様子の動作故此の名称が附けられたのであります。

(左思案足)は、右思案足の右足動作が左足にかはり、左足動作が右足にかはる迄であります。

二七、立射(りつしや)

本手奥手の御弓に此の手振があります。

右思案足の終に於て右足を後に引きて踏下す時に一度立ちたるまゝ一度射る。(二六)。次に左足を上げて踏下し更に右足を左足の前に出し踏み下して尚右足を後に引きて踏下と同時に又一度立ちたるまゝに射る。矢は放たず只弓弦を曳きしほるのみ。

二八、膝射(しつしや)

平楽本手とも御弓に此の手振があります。

右思案足の終りに於て、右足を後に引いて踏下す時にそのまゝ右膝をつきて斜上を射る。矢は放たない。弓弦を曳きしほる。

次に左足を上げて踏下し、立ちて右足を左足の前に出し踏下して又右足を後に引いて踏下す時そのまゝ右膝を突きて又一度斜上を射る。矢は弓弦につがへるのみにて放たず。尚右の◎◎◎◎◎の時、は体を前に屈せざる様に注意せねばならぬ。

二九、握合(にぎりあひ)

本手奥手の魔袂に用ふる手振であります。

右手に自分の太刀(或は脇差)の束を握り、左手に相手の太刀(或は脇差)の刃を握り込み、しつかりと左右の握りをつけ合せて(右手に握れる束の手と、左手に握れる刃の手と)、之を下腹の前に支へ持つわざであります。

三〇、潜合(くぐりあひ)

本手奥手の魔袂の中に行ふ手振りであります。

握合（二九）のまゝ之を引手の左に振り、次に右に振り（引かれ手は先に右、次に左に振る）而して又左に振るとともに握れる太刀を頭上にあげて其の下を兩人足をそろへて潜ぐる。此間足拍子六足。此のくぐり三潜するのであります。而して一拍子止立して次に引手の左に振り更に右にふるとともに、握り合へる太刀の下を潜り三度して止立。次に左手を刃より放ち、正眼構となる。

三一、斜向合（ななめむかひ）

二人舞、四人舞各神楽の順逆及び中段と、御弓、長刀、神遊等に用ひられる手振。四人舞の場合は各隅を背にして互に向合ひ、二人舞の場合は第一隅第三隅を背にして向合ふ状態で（一八）の両隅向合をも四隅向合斜向合といふことがあります。

（以下次号）

中世を通じて、神社仏寺は特殊な地位を占め、従つて、押領等による裁判沙汰にも特別な考慮が払われている。左はその一つの証である。

一、鎮西為宗神領事、甲乙人等称沽却質券之地、猥管領之由有其聞、尋明子細、如旧為被返付、所差遣明石民部大夫行宗、長田左衛門尉教経、兵庫助三郎政行也、大友兵庫頭頼泰法師、越前守盛宗、大宰少式経質法師、可為合奉行、或帶康元前後下知、或雖経知行年序為沽却質券地之条、無異儀者可沙汰付之、（弘安七年六月廿五日）

神社仏寺領は、不依年紀、付理非被裁許事、であつた。（年紀とは時効のことであり、一般に二十年を以て期限としていた）

（富 来）